

令和元年度国立特別支援教育総合研究所セミナー講演資料

特別支援教育に関する最新動向

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長 俵 幸嗣



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

本日のトピック：

- 1. 特別支援教育の現状**
- 2. 障害者権利条約（インクルーシブ教育システムの理念）**
- 3. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議**
- 4. G I G Aスクール構想の実現**
- 5. 病気療養児に対する支援**

（参考）令和2年度予算額（案）について

1. 特別支援教育の現状

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※平成30年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,200人) 知的障害 (約130,800人) 肢体不自由 (約31,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,300人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約143,400人 (平成20年度の約1.3倍)	知的障害 (約121,100人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約3,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,800人) 自閉症・情緒障害 (約122,800人) 合計：約256,600人 (平成20年度の約2.1倍)	言語障害 (約38,800人) 自閉症 (約24,200人) 情緒障害 (約16,100人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約20,300人) 注意欠陥多動性障害 (約21,300人) 肢体不自由 (約130人) 病弱・身体虚弱 (約30人) 合計：約123,100人 (平成20年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※平成30年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約42,900人 中学部：約30,100人 高等部：約68,900人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.7%	小学校：約184,500人 中学校：約 72,200人 義務教育段階の 全児童生徒の 2.6%	小学校：約108,300人 中学校：約14,300人 高等学校：約 500人 義務教育段階の 全児童生徒の 1.3%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級 6人 【高】 1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週 1～8コマ以内 【高】年間 7単位以内
	それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。		

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない点に留意。）

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

(平成30年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 980万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

H20年比で1.2倍

0.7%
(約7万3千人)

H20年比で2.1倍

2.6%
(約25万7千人)

H20年比で2.5倍

1.3%
(約12万3千人)

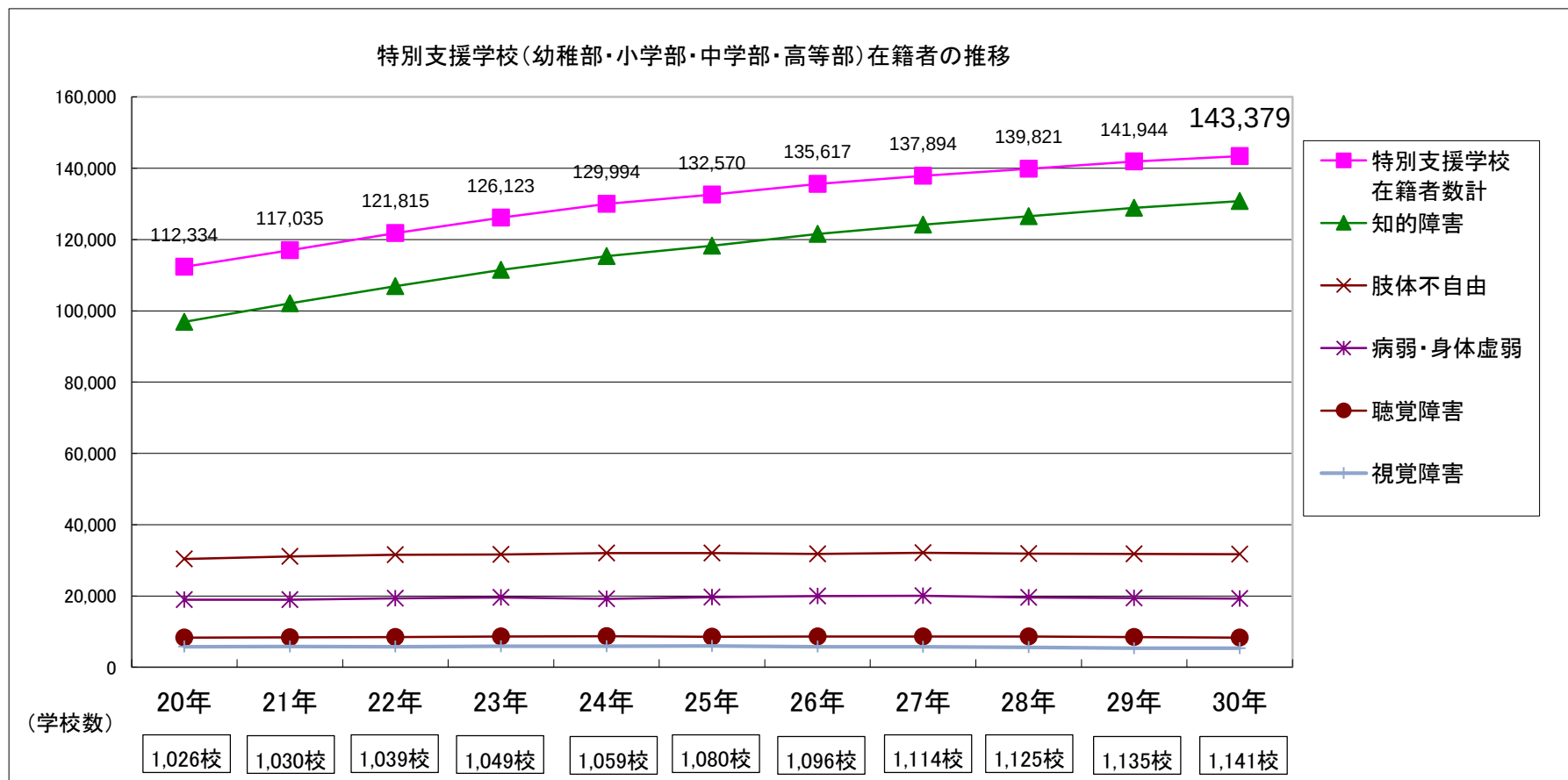
増加傾向

4.6%
(約45万2千人)

発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒 : 6.5% 程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）



【平成30年度の状況】

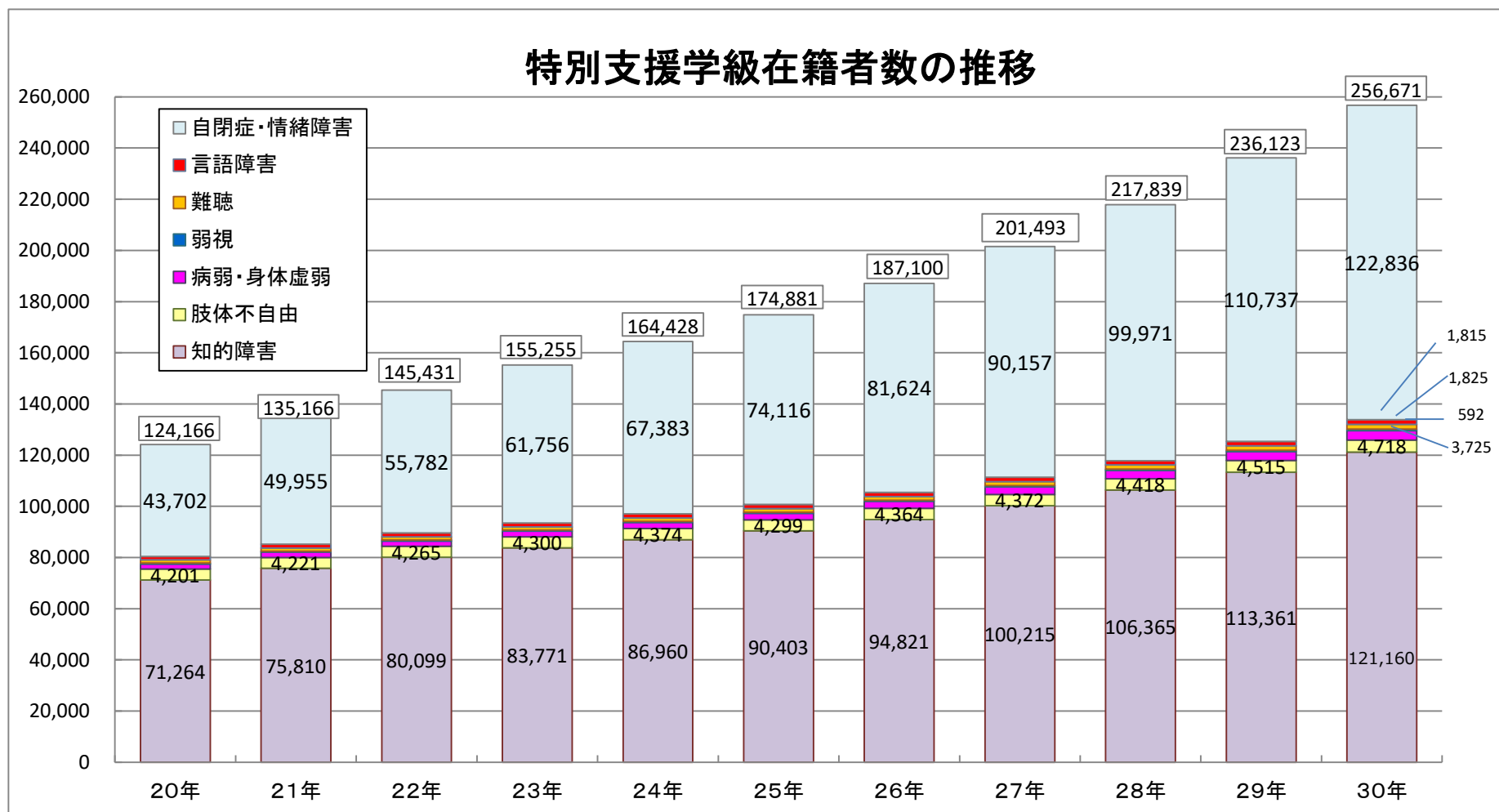
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	81	117	781	350	152	1,141
在籍者数	5,315	8,164	130,817	31,676	19,277	143,379

（出典）学校基本統計

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）

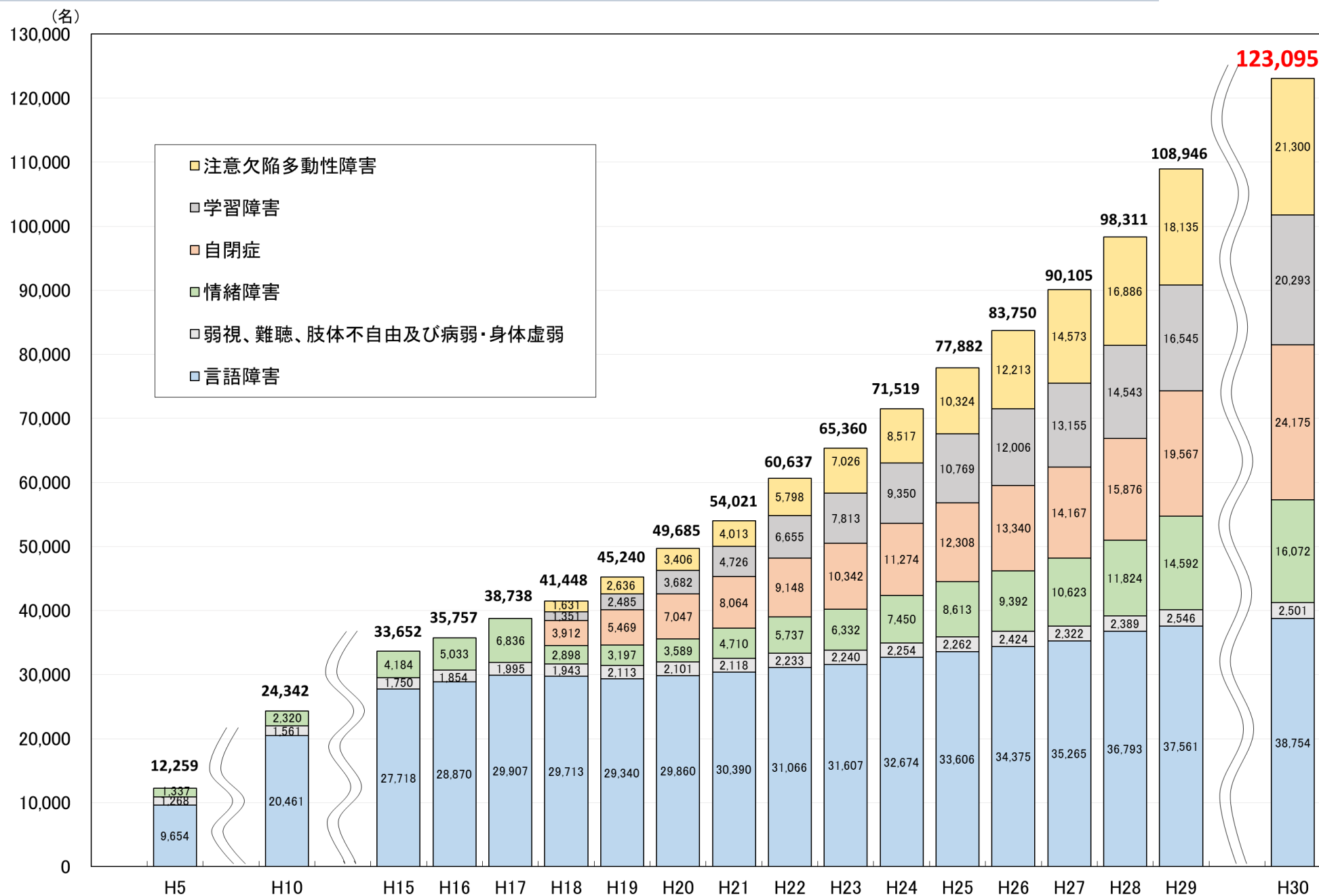


【平成30年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	28,111	3,117	2,279	508	1,226	704	27,429	63,374
在籍者数	121,160	4,718	3,725	592	1,825	1,815	122,836	256,671

(出典)学校基本統計、一部特別支援教育課の調べによる

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

2. 障害者権利条約

（インクルーシブ教育システムの理念）

障害者権利条約の規定と対応

障害者権利条約締結の経緯 (24条 教育)

2007年9月28日：障害者権利条約署名
2014年1月20日：障害者権利条約批准
2014年2月19日：日本について障害者権利条約が効力を生じる

教育制度に係る障害者権利条約の規定 (24条 教育)

○締約国は、・・・障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。

障害者権利条約の規定と対応

国連の障害者権利委員会による対面審査

○政府報告に関して、障害者権利委員会と各締約国間の中で質問・回答のやりとりがあり、国連のジュネーブ事務所で対面審査が行われる。

→ **日本の審査は令和2年夏頃に実施する予定**

○対面審査について、障害者権利委員会による提案・勧告を含めた最終見解が採択され、国連文書として公表される。

障害者権利条約の規定と対応

インクルーシブ教育システムの定義 中央教育審議会初等中等教育分科会 報告 (平成24年7月)

○条約に規定する「**インクルーシブ教育システム**」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**

○障害のある者が

- ①「**general education system**」から排除されないこと、
- ②**自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、**
- ③個人に必要な「**合理的配慮**」が提供される
等が必要とされている。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より)

障害者権利条約の規定と対応

障害者権利委員会に対する政府報告

○各締約国は、条約に基づく義務を履行するためにとった措置など、政府報告を国連の障害者権利委員会に提出する。(条約第35条関係)

○**政府報告のポイント** (2014年2月から2016年2月までの期間を対象)

- ・ 憲法第26条によりすべての**国民がその能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障**
- ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「**多様な学びの場**」の整備
- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との**交流及び共同学習**の実施
- ・ **特別支援教育支援員の配置等**による支援

障害者権利条約の規定と対応

障害者権利委員会に対する政府報告

○政府報告のポイント (2014年2月から2016年2月までの期間を対象)

- ・ 就学先について、**本人や保護者の意見を可能な限り尊重**しながら、市町村教育委員会において総合的な観点から決定する仕組みに
- ・ 保護者等の経済的負担軽減のため**特別支援教育就学奨励費**等による支援
- ・ 小中学校等の学習指導要領において、個々の児童生徒の**障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫**を計画的に行うことなどを規定 など

政府報告の全体: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000171085.pdf> 参照

障害者権利条約の規定と対応

障害者権利委員会に対する政府報告

○日本政府報告に関する事前質問事項 (2019年10月)

- ・ 分離された学校における教育から**インクルーシブ教育**に向け移行するための**立法及び政策上の措置**、人的・技術的・財政的リソース配分
- ・ **個別化された支援**を提供するためにとられた措置
- ・ 障害者に対する**合理的配慮の拒否を防ぐ**ためにとられた措置
- ・ インクルーシブ教育についての**教職員に対する制度的な研修を確保**するための措置
- ・ 障害のある生徒の**退学率**

事前質問事項の全体: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf> 参照

(参考) 障害者権利条約第24条の規定

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

(参考) 障害者権利条約第24条の規定

- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

(参考)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
(中央特別審議会初等中等教育分科会報告・平成24年7月)

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 2 「インクルーシブ教育システム」の定義

○障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(参考)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
(中央特別審議会初等中等教育分科会報告・平成24年7月)

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

2 「インクルーシブ教育システム」の定義

○共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

3. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する 有識者会議

これからの初等中等教育の在り方の検討

中央教育審議会における審議（2019年4月～）

【審議事項】

①新時代に対応した義務教育の在り方

- ・ 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

②新時代に対応した高等学校教育の在り方

- ・ 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

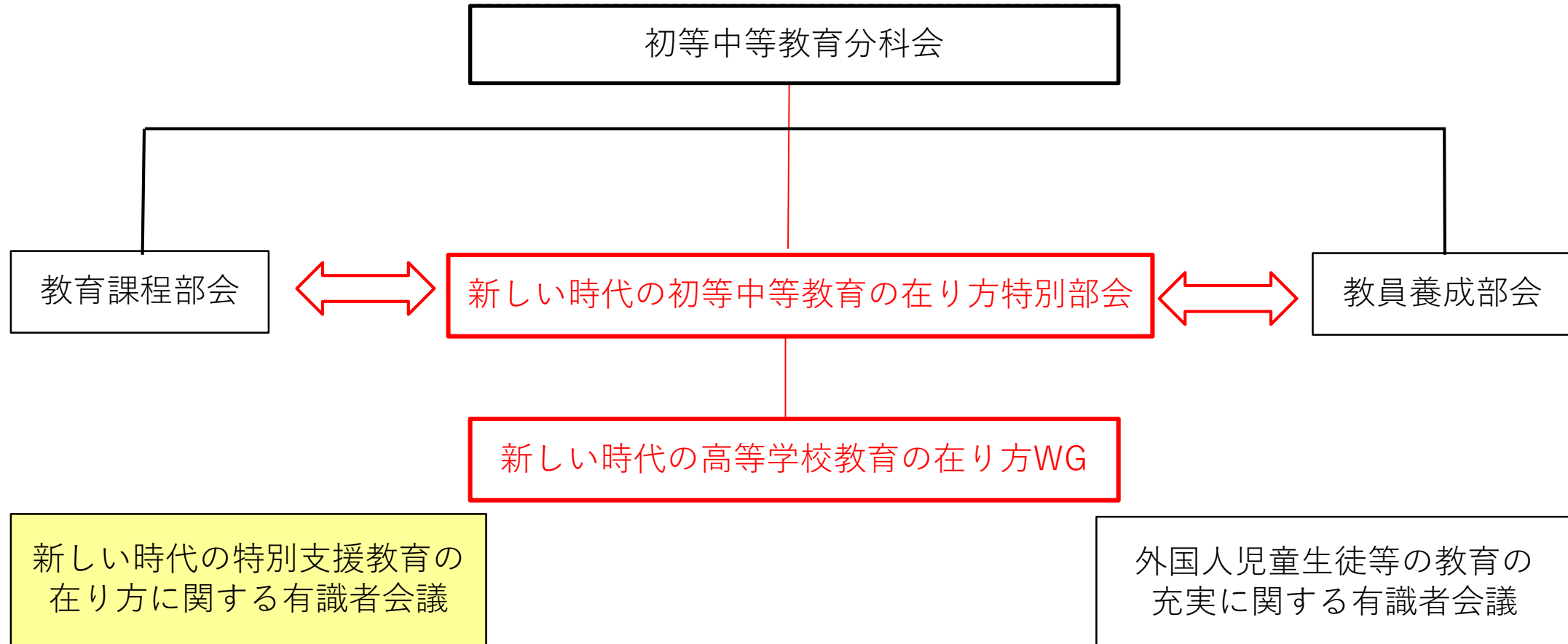
④これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- ・ 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

これからの初等中等教育の在り方の検討

初等中等教育分科会の検討の進め方

- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会において、諮問事項全体について横断的に議論する。
- 特別部会の議論を踏まえ、分科会において審議の上、各部会における具体的な検討事項を整理する。
- 分科会の整理に基づき、各部会において更に審議。教育課程部会、教員養成部会の審議結果を特別部会に報告の上、横断的に議論する。
- 分科会は、特別部会の報告を踏まえ、とりまとめを行う。



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場

等

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議



文部科学省

< 教員の専門性の整理と養成の在り方について >

●これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点の概要

- ・特別支援教育に携わる教員に**共通して求められる**基盤的な**資質**や必要な**専門性**
- ・**発達障害など多様化する児童生徒の特性**に応じた指導の専門性担保のための方策
- ・**特別支援学級**や**通級**による指導を担う**教員の専門性**を担保するための方策
- ・**複数の障害種を併せ有する場合**の指導方法等に関する専門性
- ・教員の専門性担保の方策として、例えば「**履修証明**」や「**免許**」等の仕組み
- ・現職教員の**研修**の在り方、教員の**サポート体制**の在り方、**人事交流**の仕組み、特別支援学校の**センター的機能の役割**など

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議



文部科学省

< 障害のある子供たちへの指導における I C T の活用について >

●これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点の概要

- ・ I C T の活用は、障害のある子供にとっては、**情報保障**の観点からも効果的
- ・ I C T 機器の整備は、**教員**にとっても特別支援学級や通級による指導内容の充実に資する
- ・ I C T 機器の整備は、**病気療養児の遠隔教育**にも意義がある
- ・ **定期試験や入試等における配慮**として、I C T の利用を考えていくことが必要
- ・ 特別支援教育においても、指導内容の充実・教師負担の軽減・校務改善等の観点から**足並みをそろえて着実に対応**すべき
- ・ **個別の教育支援計画や指導計画**など、子供の状況等を関係者間で共有し指導に生かすことが必要

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

当面想定される主な検討事項（例）

○ 小・中・高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の枠組みについて

・小・中・高等学校における特別支援教育の枠組みをどのように考えるか（特別支援学級における指導及び通級による指導の実態等を踏まえ、多様化する児童生徒の特性に応じた指導形態・指導体制の在り方について、平成17年の中央教育審議会答申で提言されている「特別支援教室」構想を含め、どのように考えるか）。

・加えて、特別支援学校における教育の枠組みをどのように考えるか（多様化する児童生徒の特性に応じた指導体制・環境整備の在り方について、どのように考えるか）。

○ 幼稚園・高等学校段階における学びの場の在り方について

○ 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携について

(参考) <教員の専門性の整理と養成の在り方について>

	特別支援学校	小・中学校等		
		特別支援学級	通級による指導	通常の学級
現状	(資格) ・小・中学校教諭免許状(※) ・特別支援学校教諭免許状の保有 (目標：特別支援教育学校教諭免許状について) 令和2年度までにおおむね全ての教員が所持 (平成27年度調査時74.3%) ・平成30年度調査時 79.8%	(資格) ・小・中学校教諭免許状(※) ・特別支援学校教諭免許状の保有が望ましい (目標：特別支援教育学校教諭免許状について) 令和2年度までに、平成27年度調査時の2倍程度の教員が所持 (平成27年度調査時30.7%) ・平成30年度調査時 30.8%	(資格) ・小・中学校教諭免許状(※) ※今年度より、教職課程において、発達障害の内容を含む特別支援教育に関する内容が1コマ必修化	
具体的な取組状況	・特別支援教育学校教諭免許状の取得を支援する事業 ・教師が障害のある児童生徒と円滑にコミュニケーションをとるための技能を向上させる講習会を支援する事業 ・(独)国立特別支援教育総合研究所(以後、「特総研」という。)における教員研修及び免許法認定の通信講習(視・聴覚)の実施		・教員定数の充実 ・指導の専門性を高めるためのモデル事業 ・特総研における教員研修	・教科指導法の研究や学校の支援体制構築など、支援の充実を図るためのモデル事業
	外部専門家等の活用 ・関係機関との連携を支援するコーディネーターの配置に係る経費の補助 ・医療的ケアのための看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家の配置に係る経費の補助 ・障害のある児童生徒の学習上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置(公立の幼・小・中・高等学校)			

(参考) 【特別支援学校教諭免許状の保有状況について】

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

特別支援学校教諭免許状の保有状況 (平成30年5月1日現在 文部科学省調べ)

特別支援学校の教員
79.8%

本来保有しなければならないもの

特別支援学級の教員
30.8%

専門性の観点から
保有が望ましい

（参考）【特別支援学校教諭免許状の保有状況について】

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答
申）（抄）
（平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

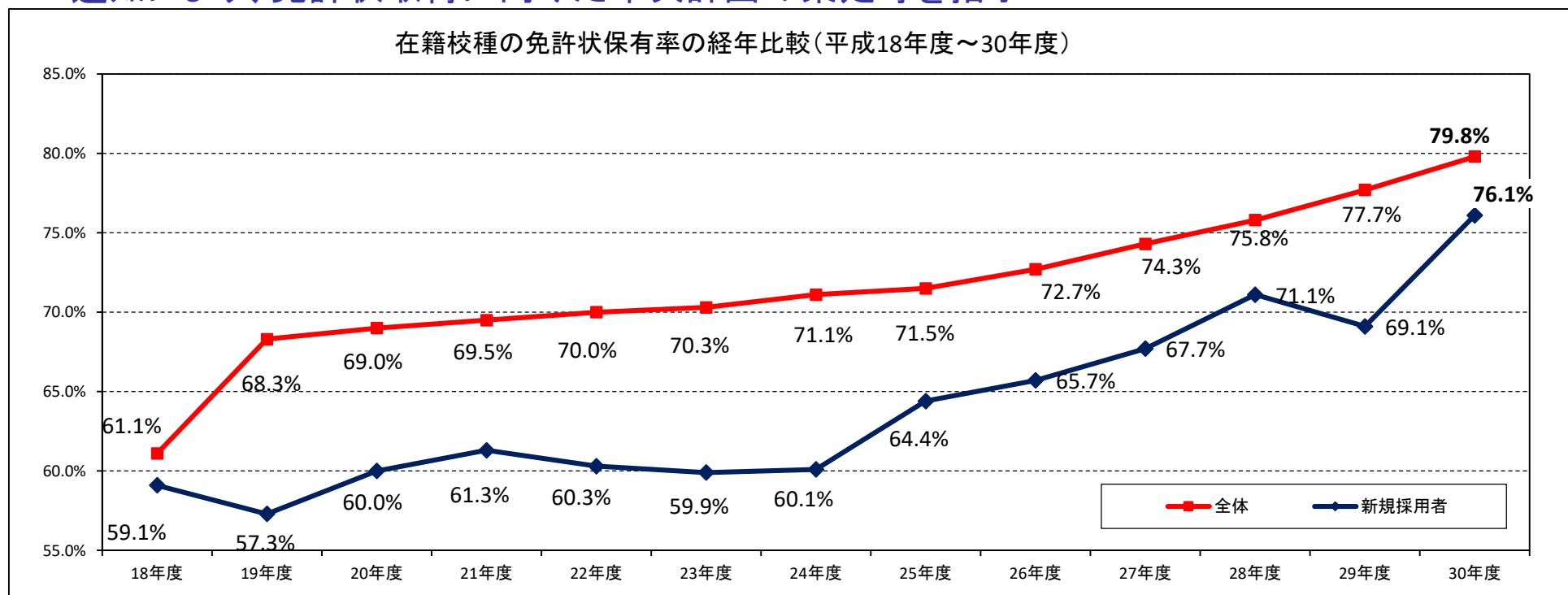
（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

(参考)

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率: 79.8% (H30年度) ⇒ 本来保有すべきもの
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



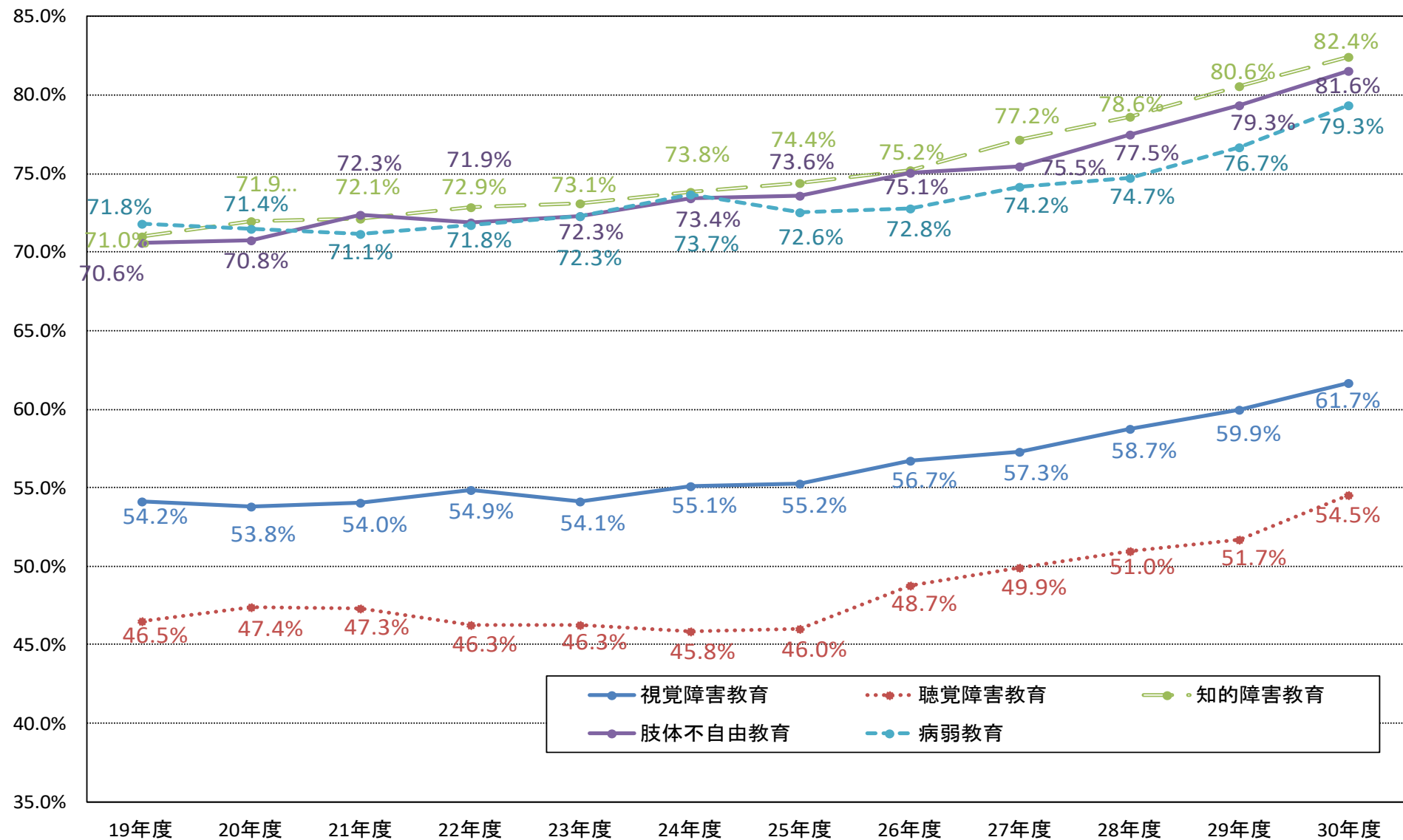
※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: 30.8%

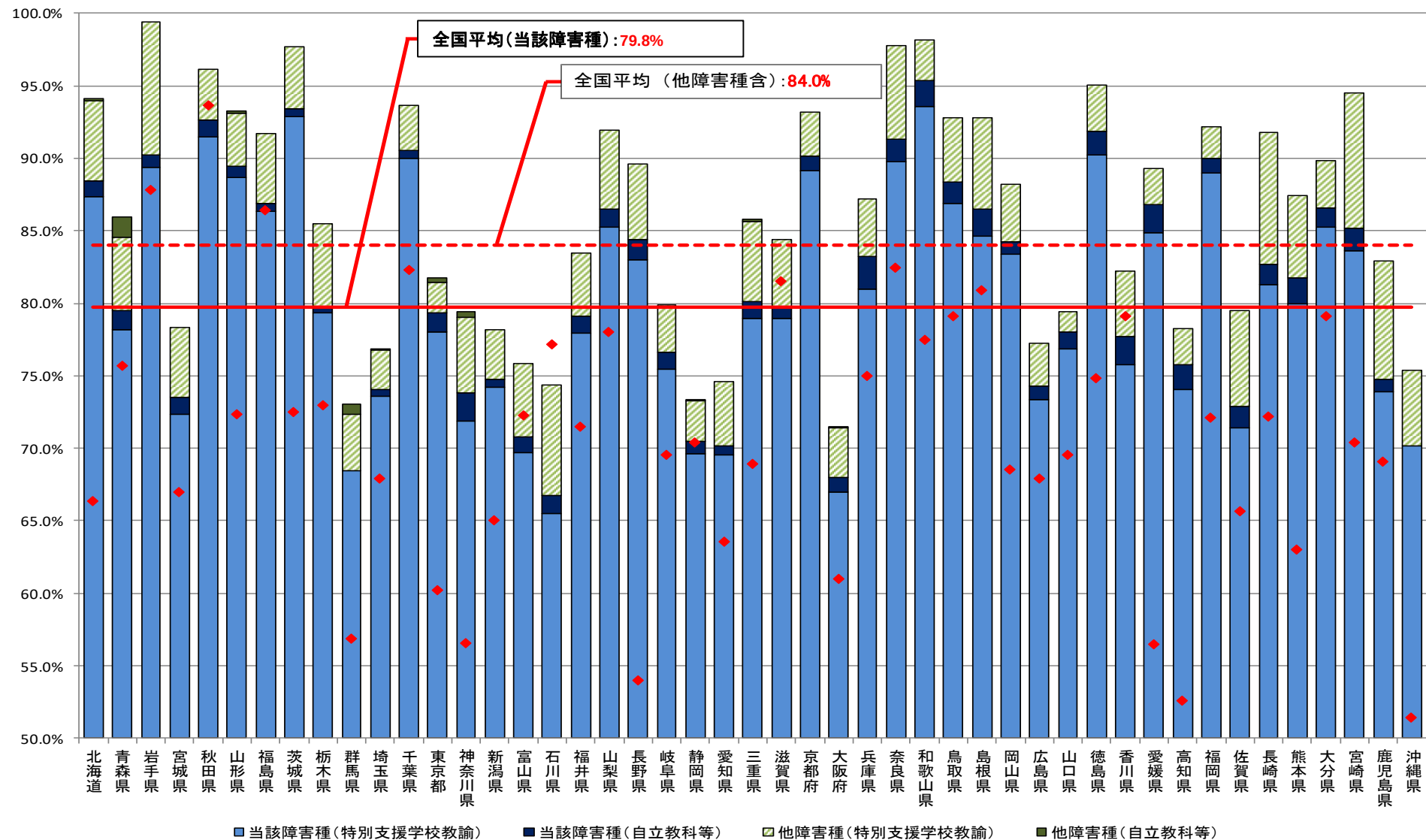
(参考)

在籍校種の免許状保有率の推移（障害種別／平成19年度～30年度）



(参考) 【特別支援学校教諭免許状の保有状況について】

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「」は、平成19年度における
当該障害種の免許状保有率

(参考)

特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換の結果について

期 間

令和元年10月

対 象

平成30年度保有率が79.8%（全国平均値）以下の18自治体（16府県、2指定都市）

背 景

- 平成27年12月21日の中央教育審議会答申において、「教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。」とされているところ、平成30年5月1日時点での特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状保有率は79.8%となっている。
- こうした状況の中、各自治体の取組等によって徐々に免許状保有率は向上しているものの、現在の伸び率では令和2年度までにおおむね全ての教員が免許状を保有することは難しい状況であり、今後どのように免許保有率を向上させていくかが課題。

免許保有率が低い要因及び向上に向けた課題

- 特別支援学校教諭免許状の免許法認定講習の受講枠が希望者に対して不足している。
- 免許法認定講習の受講に強制力がない。
- 退職が間近に迫っているベテランの教員や他校種への異動を希望している教員の免許状取得意思が低い。
- 産休、育休、病休により免許取得が困難な教員や、欠員補充として採用される臨時的任用教員の免許保有率が低い。
- 新規採用からの実務経験が3年未満のため、特例による免許状取得が不可であるため取得が困難な教員がいる。
- 人材確保が難しくなるので、採用条件に免許状保有を必要条件としていない。

各自治体における現状・取組例

- 免許法認定講習の受講者枠の拡大や、特別支援学校の未保有教員を優先的に受講させている。
- 校長等の管理職を通じて、面談等により免許未保有者に対し取得を促したり、取得計画を立てるようにしている。
- 採用試験時に免許保有者に対して加点等の優遇措置を講じたり、免許未保有者に対して採用後一定期間内の取得を確約させている。
- 免許を取得した場合に免許法認定通信教育の受講料等の免許取得に係る費用を自治体で補助している。

4. G I G Aスクール構想の実現

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現**させる。

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

事業スキーム

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2

国立 補助対象：国立大学法人、(独) 国立高等専門学校機構
補助割合：定額

事業概要

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

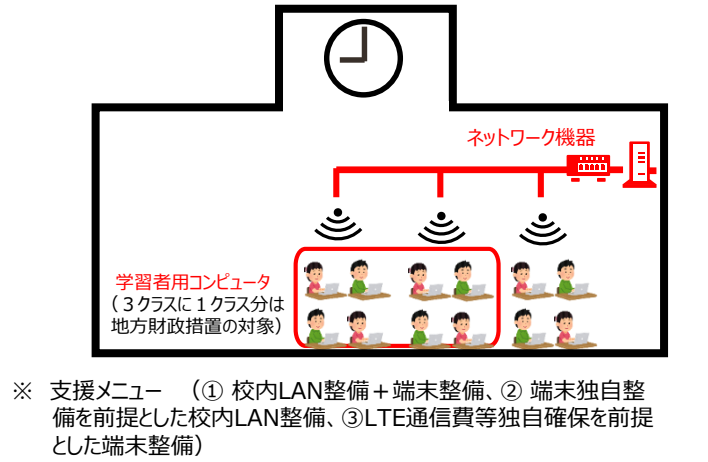
公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
補助割合：定額（上限4.5万円）※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）

国立 補助対象：国立大学法人
補助割合：定額（上限4.5万円）

- ### 措置要件

 - ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
 - ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
 - ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
 - ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画



5. 病氣療養児に対する支援

病気療養児の人数

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 (小・中・高等部計)	計
国 立	病気療養児の人数	4	6	6	6	22
	うち転学・退学等となった人数	2	2	4	0	8
公 立	病気療養児の人数	1,642	1,376	882	2,986	6,886
	うち転学・退学等となった人数	846	549	160	868	2,423
私 立	病気療養児の人数	35	245	804	2	1,086
	うち転学・退学等となった人数	16	32	165	1	214
計	病気療養児の人数	1,681	1,627	1,692	2,994	7,994
	うち転学・退学等となった人数	864	583	329	869	2,645

(出典)平成30 年度 病気療養児に関する調査

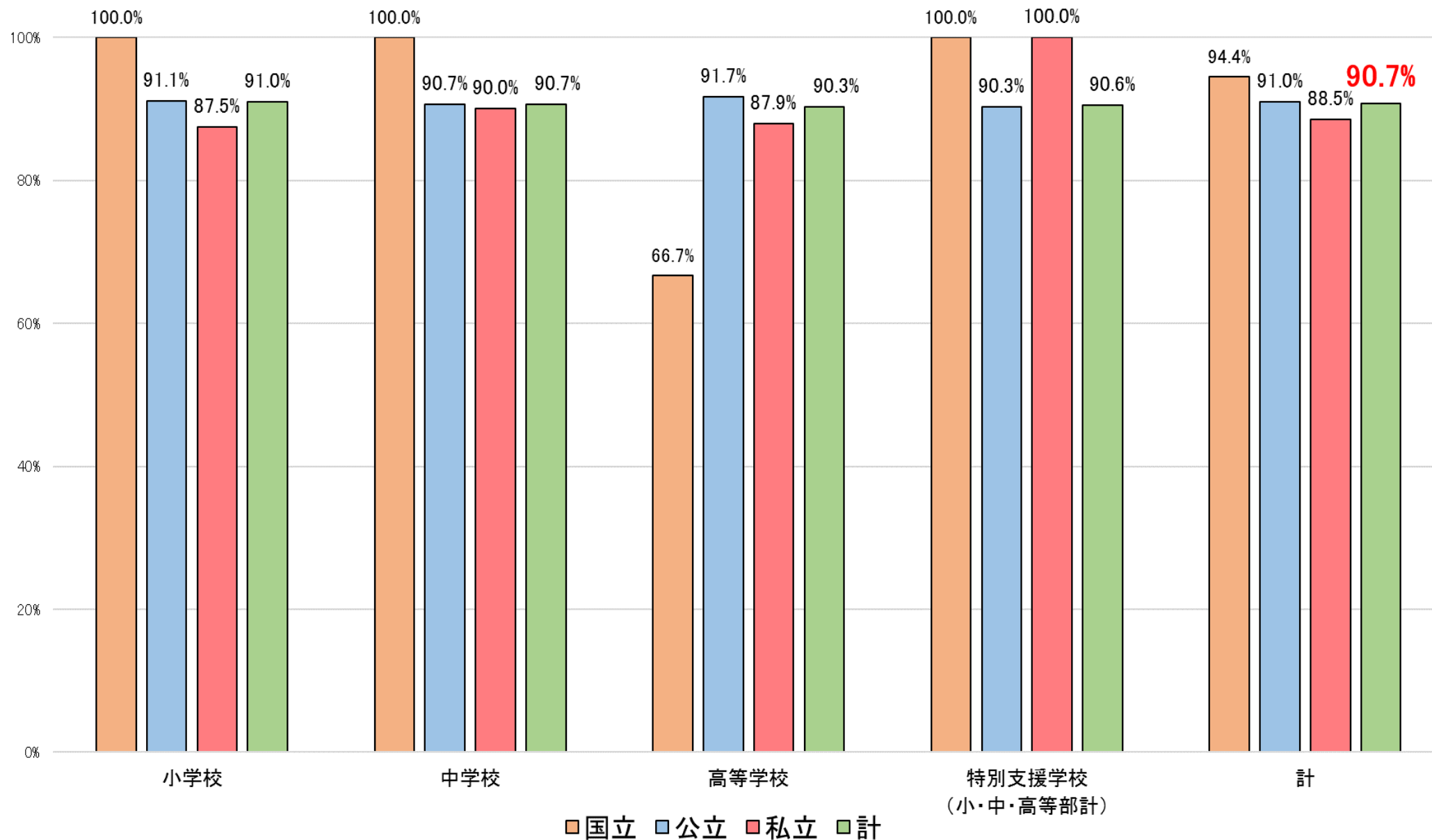
※平成29年度に在籍した病気療養児の人数。

※病気療養児の人数には、年度途中に転学等で学籍が異動した場合も含む。

【参考】

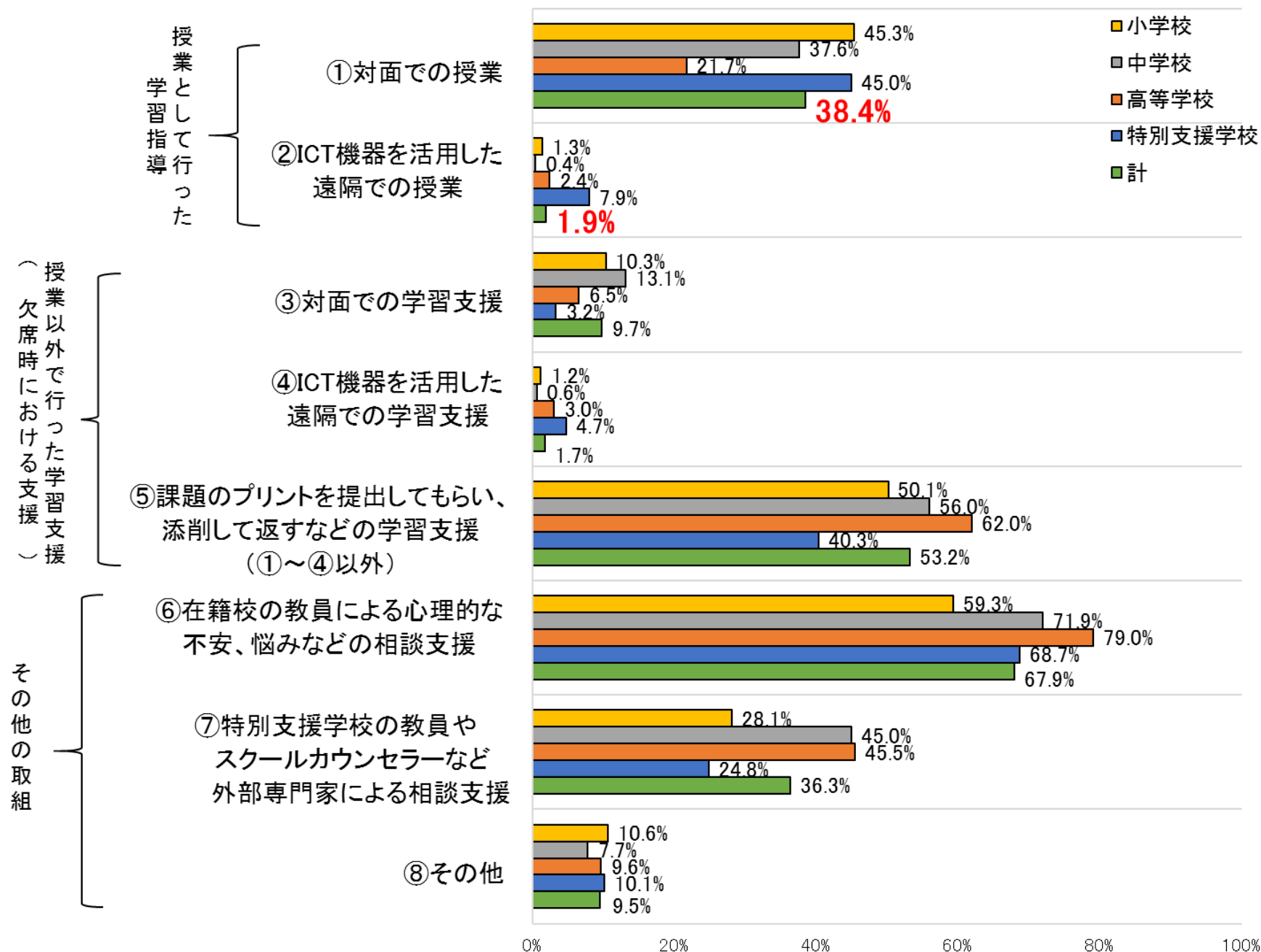
本調査における病気療養児とは、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、年間延べ30日以上欠席という状況を一つの参考としつつ、各学校又は教育委員会が病気療養児に該当すると判断した児童生徒。ただし、訪問教育学級（訪問教育を受けている児童生徒のみで編成されている学級）に在籍する児童生徒は除く。

病気療養児に対して、学習指導等の支援を行った学校



(出典)平成30 年度 病気療養児に関する調査

病気療養児に対する支援の内容



(出典)平成30年度 病気療養児に関する調査

小・中学校段階における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

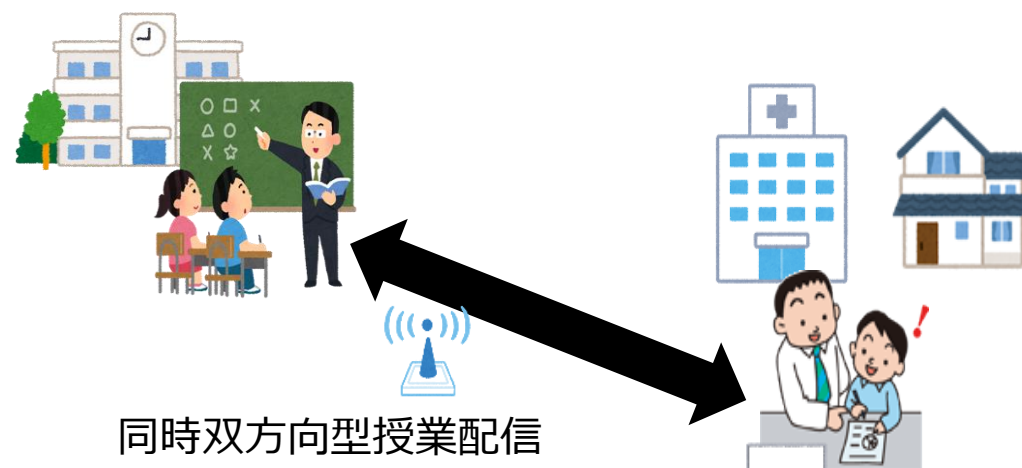
（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

【留意事項】

- **配信側**の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- **受信側**は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



【受信側の体制例】
保護者、保護者や教育委員会等
が契約する医療・福祉関係者等

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

①メディアを利用して行う授業（同時双方向型）の制度化

【全ての高等学校・特別支援学校高等部】

・多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業（メディアを利用して行う授業）を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ

②オンデマンド型教育の特例の創設

【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】

・文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型（一方向・非同期型）の授業も実施できることとする特例制度を創設

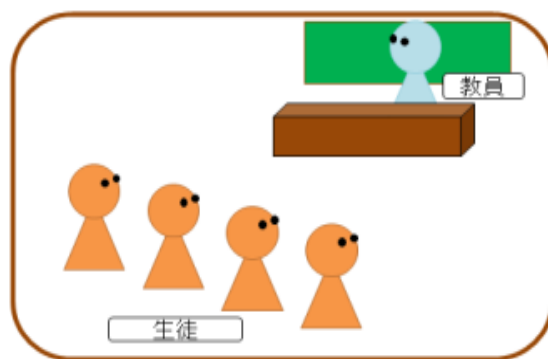
③訪問教育における遠隔教育の導入

【特別支援学校高等部のみ】

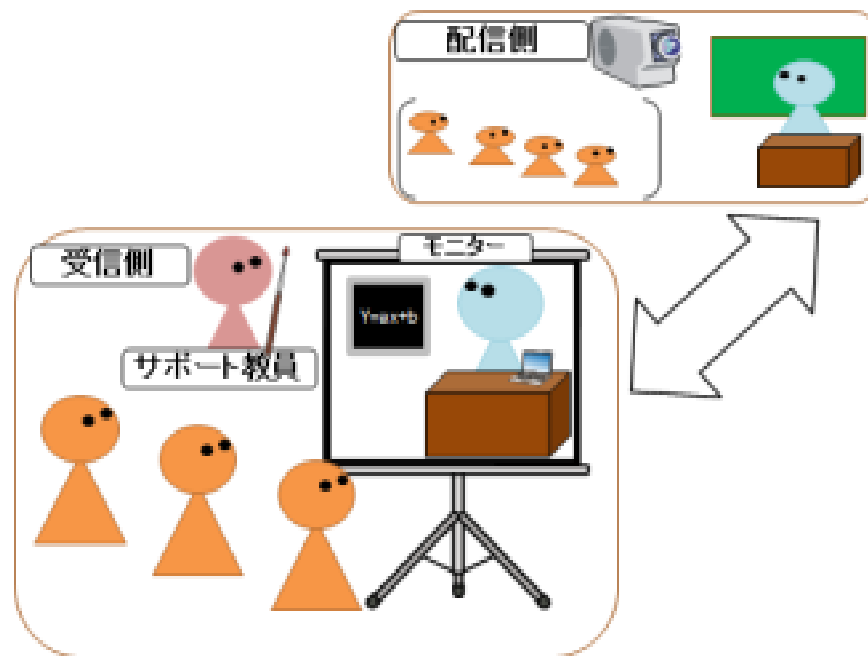
・療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業（同時双方向型）及びオンデマンド型の授業を新たに追加

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

① メディアを利用して行う授業（同時双方向型）の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった



○ 74単位のうち、36単位を上限

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限

○ 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

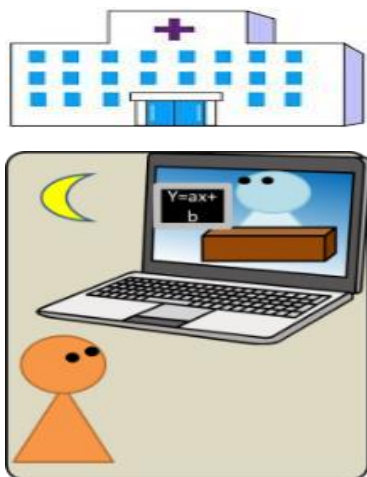
※受信側は、原則として当該高校の教員（担当教科外でも可）の立会いの下で実施

※同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

② オンデマンド型教育の特例の創設

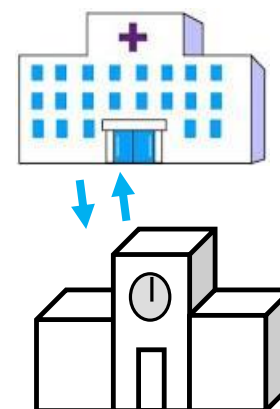


- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、**36単位を上限として単位認定を行うことが可能**
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ

※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- **修了要件のうち、1／2未満までを上限**
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について」（通知）

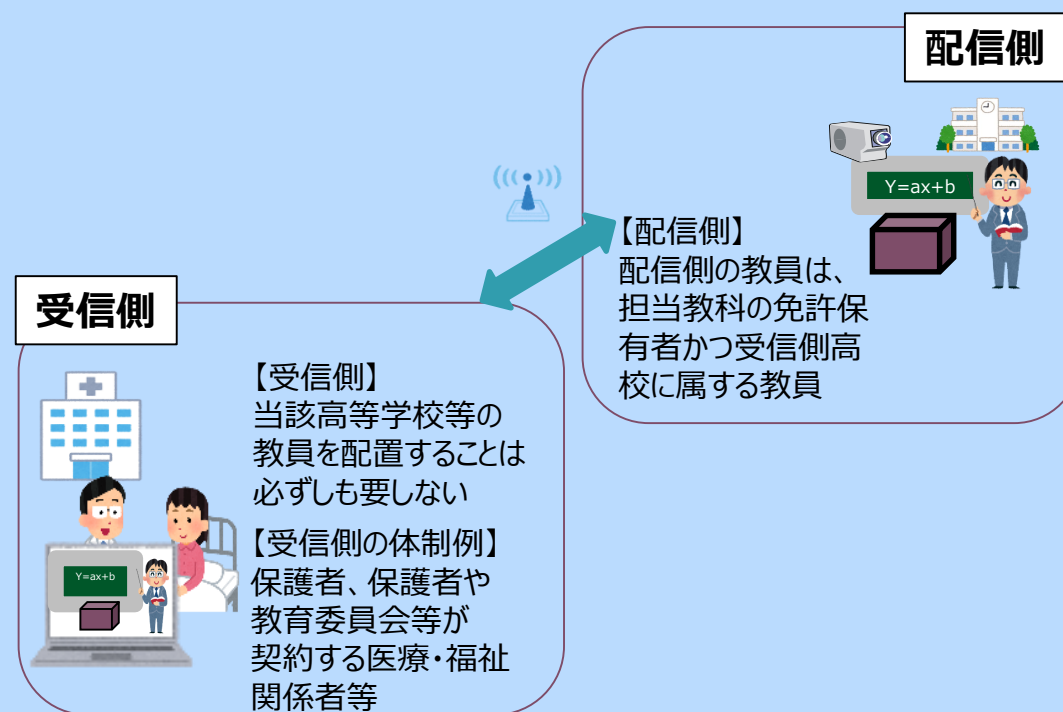
令和元年6月に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を受け、**高等学校段階の病気療養中の生徒に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合に係る留意事項（※）を補足し、**受信側の教員の配置に関する要件を緩和**。

通知概要（令和元年11月26日付け元文科初第1114号文部科学省初等中等教育局長通知）

病室等において、**疾病による療養のため又は障害のため相当の期間学校を欠席すると認められる生徒等に対し**、同時双方向型の授業配信を行う場合には、**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しないこと**とした。

【受信側に当該高等学校等の教員を配置しない場合】

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにすること。**
- ◆ **配信側の教員は**受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、**当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



（※）平成27年4月24日付け27文科初第289号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」の記Ⅲ留意事項の第1の2 及び平成27年4月24日付け27文科初第195号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」の記第3留意事項の3の（2）

(参考) 令和2年度予算額 (案) について

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和2年度予算額（案）2,546百万円
（前年度予算額 2,501百万円）



文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,919百万円（1,796百万円）（**拡充**） 〔補助率1／3〕

- ◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制整備
自治体等が体制を整備するに当たって必要となる経費の一部を3年を限りとして補助する。（①連携体制の整備、②個別の教育支援計画等の活用、③連携支援コーディネーターの配置、④普及啓発）

- ◆医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置（**拡充**）
1,800人⇒2,100人（+300人）

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 29百万円（59百万円） 人工呼吸器の管理等が必要な児童生徒等の受入体制の在り方等を調査研究するとともに、新たに教育委員会による看護師等に対する研修をより充実させるための取組を実施する。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 150百万円（213百万円）

- ◆経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業（**新規**）
通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するため、研修体制やサポート体制の構築等に関する調査研究を行う。

- ◆特別支援教育担当教員の資質向上に向けた人材育成プロジェクト（**新規**）
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】
発達障害に係る教員等の専門性向上を図るため、教育と福祉の関係者が協働した教員研修の検討・実践等を行う。

※上記のほか、新たに、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査の在り方を検討するための協力者会議を設置する。

○学校と福祉機関の連携支援事業 8百万円（10百万円） 障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 21百万円（**新規**）

- ◆保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業
聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校（聴覚障害）における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

- ◆難聴児の切れ目ない支援体制構築事業
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】
医療・療育・教育関係者を対象とした難聴児の早期支援に係る研修を開催し、担当者の専門性向上を通じた難聴児への支援体制構築を図る。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実 154百万円（139百万円）（**拡充**）

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、農福連携や知的障害の児童生徒へのプログラミング教育など、障害の状態等に応じた教育課程の編成や指導方法に関する政策的な課題に係る先導的な実践研究等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 35百万円（45百万円） 特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業 21百万円（26百万円） 高等学校段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 207百万円（210百万円） 発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

（上記以外の施策・就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備）

- 特別支援教育就学奨励費負担等 12,397百万円（12,164百万円）〔補助率1／2〕
- 国立特別支援教育総合研究所運営費交付金 1,103百万円（1,043百万円）
- 特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- 特別支援学校の新増築及び既存施設の改修による教室不足解消〔補助率1／2（原則）〕、バリアフリー対策〔補助率1／3等〕への国庫補助

季刊誌

特別支援教育

令和元年 冬 第76号

発行日: 年4回刊行 3・6・9・12月
第76号価格: 748円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【特集】

カリキュラム・マネジメントを通じた学校の教育活動の
質の向上 —教育課程の編成を軸として—

- 教育内容の質の向上のためのカリキュラム・マネジメント
- 学習者用デジタル教科書の制度化と効果的な活用の在り方について
- 特別支援教育行政における統合型校務支援システムの活用
- 特別支援教育支援教材ポータルサイトの紹介

巻頭言「選手からのまなび」

日本ボッチャ協会競技局強化指導部長 村上 光輝氏

○連載「障害者の生涯学習支援」

○子供をささえるネットワーク/研究最新情報/施策だより

本誌の購入のお申込みは・・・

◆全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読もすることができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

TEL03-3823-9206

<http://www.toyokan.co.jp/search/g2797.html>

◆インターネットからも購入することができます。



お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

＜主な刊行物＞

季刊特別支援教育（年４回 ３，６，９，１２月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第３版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために－交流及び共同学習事例集－

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<https://www.nise.go.jp/nc>

発達障害教育推進センター http://icedd_new.nise.go.jp/

メールマガジン https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/mail_mag/

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN